

令和元年度児童生徒の問題行動等に関する真庭市の状況について

1 概要

■ 調査対象期間 ■

令和元年度間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

■ 調査対象 ■

真庭市立小学校・中学校（令和元年 5 月 1 日現在）

学校種別	学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	20	2,132
中学校	6	1,132

2 いじめについて

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って考えます。

○ いじめの解消については、平成28年度調査から定義が変更となっています

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消したと判断するには、次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ①いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3カ月以上）継続して止んでいること。
- ②いじめられている児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

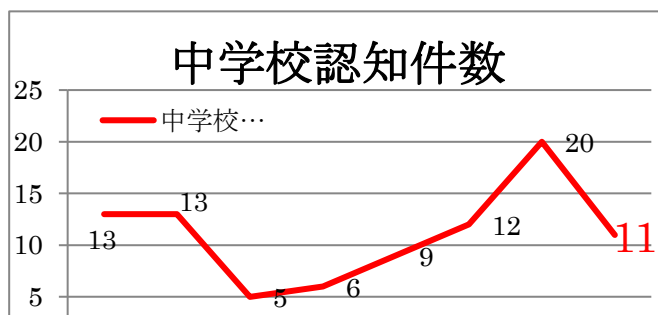
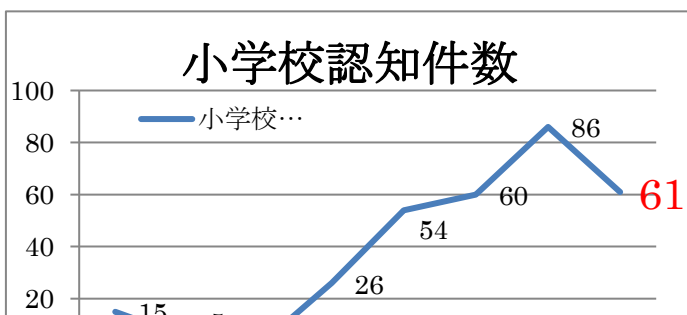
それ以外にも状況に応じて他の事情も勘案しながら判断し、本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを確認します。そして、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

○ いじめの解消率：解消しているもの ÷ 認知件数 × 100

○ いじめの認知状況

小学校							
年度	認知件数		いじめの解消率		1校当たりの件数		
	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市	全国	岡山県	真庭市
平成 29 年度	1,617	60	80.4%	56.7%	15.7	4.1	2.5
平成 30 年度	2,502	86	78.8%	68.6%	21.3	6.4	4.1
令和元年度	2,268	61	73.5%	63.9%	24.4	6.2	3.1
中学校							
年度	認知件数		いじめの解消率		1校当たりの件数		
	岡山県	真庭市	岡山県	真庭市	全国	岡山県	真庭市
平成 29 年度	858	12	74.4%	100%	7.7	5.2	2.0
平成 30 年度	957	20	82.9%	55.0%	9.4	5.8	3.3
令和元年度	1,038	11	82.3%	81.8%	10.3	6.5	1.8

※ 「1校当たりの件数」：認知件数÷総学校数



3 暴力行為について

○暴力行為の定義（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」

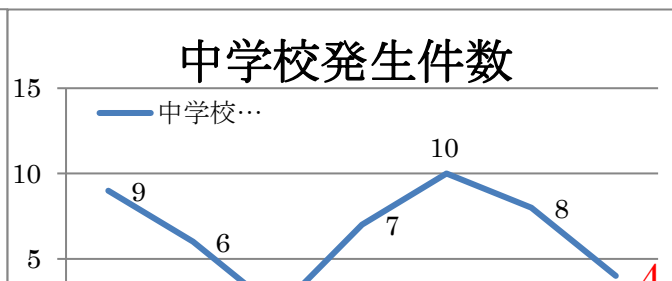
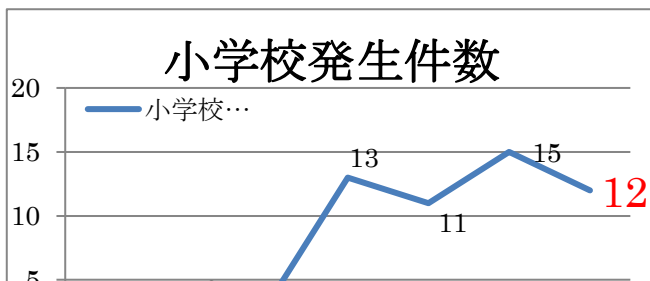
- 小学校・中学校ともに、全体的に落ち着いた学校生活が送れています。
- いじめ防止対策推進法の定義に基づき、軽微なものも積極的にいじめと認知することが推奨されていますが、真庭市は認知件数が全国や県と比較しても低い状態にあります。いじめの認知については、学校間・教員間でまだまだ意識の差があるため、その差を埋められるような意識付けが必要と言えます。「いじめの芽もいじめ」と捉えて、今後も積極的に認知するよう取組を推進します。その為に、児童生徒の観察、アンケート等の調査、面談を軸に的確な実態の把握に努め、保護者との連携を一層進めます。その中で、児童生徒の変化を見逃さない感性を磨きます。
- いじめは「どの学校、どの子にも起こりうる」とともに、「児童生徒の生命に係る重大事態に直結する可能性がある」という認識を確かにし、自治的な集団づくりのさらなる推進による未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態に分けます。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

○暴力行為の状況（真庭市）

	対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			R 元年度 暴力発生 件数合計
	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小	中	計	小
H29	3	2	5	7	7	14	0	0	0	1	1	2	12
H30	2	1	3	10	7	17	0	0	0	3	0	3	中
R 元	1	1	2	10	3	13	0	0	0	1	0	1	4

○暴力行為発生件数の推移



○ 1, 000人当たりの暴力行為発生件数 (発生件数÷在籍児童(生徒)数×1,000)

	1, 000人当たりの発生件数			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	平成 29 年度	4.9	4.4	4.9
	平成 30 年度	4.4	5.7	6.9
	令和元年度	5.2	6.8	5.6
中学校	平成 29 年度	10.2	8.5	8.8
	平成 30 年度	12.6	8.9	7.0
	令和元年度	12.8	8.8	3.5

4 長期欠席・不登校について

○ 理由別長期欠席者数の定義 (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

- 真庭市においては発生件数が減少し、小学校・中学校ともに、全体的に落ち着いた学校生活が送れています。生徒間暴力が全体の約 80%を占めていますが、小学校・中学校共に、未熟さ故に、友達に暴力を振るってしまうという事案が中心です。また、指導した教職員に対してカッとなって先生やものを蹴ってしまう等がありましたが、学級の荒れ、学校の荒れが常態化して暴力行為が見られることはありません。言葉足らずや経験不足故により起こったことばかりです。
- 落ち着いた学習環境づくりは、学校教育の基盤であり、ルールの徹底、親和的な集団づくり、人権意識の高揚等の指導充実に引き続き努めます。

令和元年 3 月 31 日現在の在学者のうち、令和元年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数。

「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合を含む。）

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒本人が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席している者。（具体例：保護者の教育に関する考え方、無理解、外国での長期滞在者など）

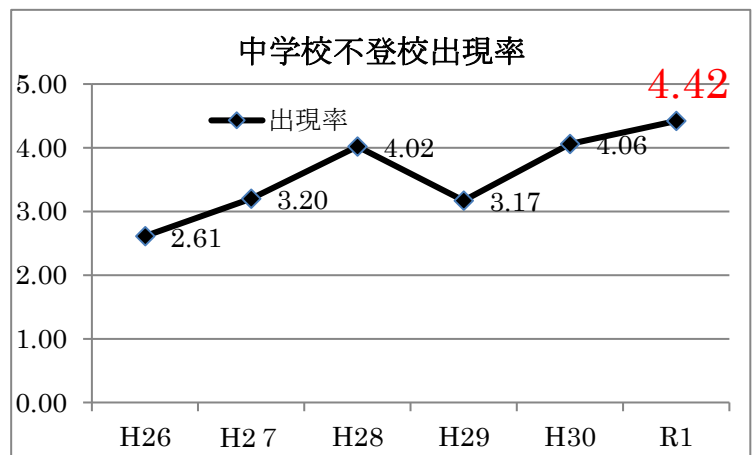
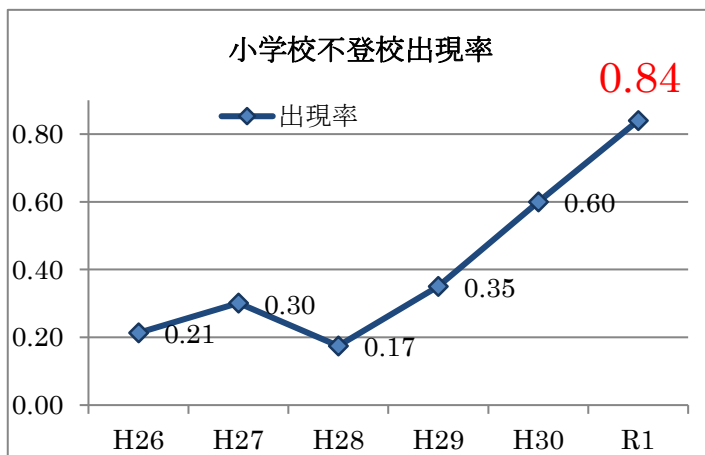
○ 長期欠席・不登校状況

区分	在籍児童	理由別長期欠席者数
----	------	-----------

	生徒数	病気	経済的 理由	不登校				その他		計
				うち、90日 以上欠席し ている者	うち、出席日 数が10日以 下の者	うち、出席日 数が0日の 者	うち、「不登 校」の要因を 含んでいる 者			
小学校	2,132	7	0	18	5	0	0	2	0	27
中学校	1,132	11	0	50	28	1	0	0	0	61
計	3,264	18	0	68	33	1	0	2	0	88

* 「その他」の要因で計上されている児童は、外国での長期滞在者に該当しています。

○不登校出現率の推移



○不登校出現率

	不登校出現率 (%)			
	年度	岡山県	全国	真庭市
小学校	平成 29 年度	0.57	0.54	0.35
	平成 30 年度	0.76	0.70	0.60
	令和元年度	0.91	0.83	0.84
中学校	平成 29 年度	2.70	3.25	3.17
	平成 30 年度	3.09	3.65	4.06
	令和元年度	3.41	3.94	4.42

- 小学校・中学校における不登校出現率は増加しています。特に小学校は県と比較すると少ない状況ではありますが、増加傾向です。中学校は、全国・県と比較しても多く、特に90日以上欠席者が不登校生徒の56%にのぼる状況です。ただ、出席0の生徒はいないため、学校が個々の状態を判断しながらも登校に繋がれるよう対応していることがわかります。
- H31年度よりSCの全校配置が始まり、より相談の受けやすい環境が整いつつあります。その上で関係機関等（福祉部局・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・児童相談所等）と連携して対応を進めています。
- 昨年より県が作成した『長欠・不登校スタンダード』での不登校の*状態評価を全校に取り入れ、引き続き丁寧にアセスメントを進めることで、個別の実態の把握と支援を進めます。
- 教育支援センター「白梅塾」「城北塾」を中心に、適応指導や教育相談機能を充実させ、学校復帰支援と保護者の不安解消に努めます。また、令和2年度からはICTを使ったドリルや授業動画を見ることができるコンテンツを使い、学習支援も強化しています。

* 状態評価とは、長期欠席・不登校の状態を7段階に分けて評価し、対応を検討する。

状態0・・・ほぼ平常に登校している

状態1・・・遅刻・欠席がしばしばある

状態2・・・保健室・別室登校が半分以上ある

状態3・・・学校以外の施設へ定期的に参加ができている

状態4・・・比較的気軽に外出できる

状態5・・・家庭内では安定しているが外出は難しい

状態6・・・部屋に閉じこもり家族ともほとんど顔を合わせない

5 おわりに

真庭市における「いじめ」、「暴力行為」、「長期欠席・不登校」についての概要をお知らせしました。

真庭市立小・中学校は、昨年度に引き続き全体としては落ち着いた状態で推移しています。

いじめは、当該児童生徒・保護者にとって個々の事案がすべて重大な事態であると考え、誠実かつ丁寧な対応を進めます。「いじめの芽はいじめ」という意識で、未然防止の取組を土台としながらも、常に児童生徒の状態把握に努め、一人ひとりとしっかり向き合った取組を重視する姿勢を大切にします。

また、長期欠席者数については、引き続き深刻な状況といえますが、個々の課題としっかり向き合い、状態を見極めながら丁寧に家庭訪問等を実施し、対応しているところです。一層のアセスメントに努められるよう、『岡山型長期欠席・不登校スタンダード』等も活用して、丁寧な個別対応に努めていきます。何事も学校だけで対応するのではなく、他機関と協働して支援していくことが当たり前になりつつあります。今後も事態を深刻化させないように、組織での対応を進めています。

未来を担う児童生徒の確かな成長は、学校関係者だけでなく市民全体の願いです。

家庭や地域の皆さまみんなで成長を見守っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。